

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

DB令（確定給付企業年金法施行令）の一部を改正する政令等の施行に伴うDBへの影響について

ポイント

◆以下の政令が令和2年9月16日、省令、告示、通知が令和2年9月30日に公布・発出され、
1. ガバナンスの強化、2. 規約変更の簡素化、3. 同一労働同一賃金ガイドライン（注1）の加入者資格への反映 が令和2年10月1日に施行・適用（注2）されました。

- ・DB令の一部を改正する政令（令和2年政令第292号）（注3）
- ・DB規則（確定給付企業年金法施行規則）の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第165号）（注4）
- ・DB規則第117条第4項第3号に規定する監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの（令和2年厚生労働省告示第335号）（注5）
- ・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和2年厚生労働省令第164号）（注6）
- ・DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う「DB制度について」等の一部改正について（年発0930第30号）（注7）
- ・「DBの規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（年企発0930第4号）（注7）

1. ガバナンスの強化

○改正内容：通知で規定されていた（1）選定代議員の定数、（2）資産運用委員会の設置義務、（3）監査法人の監査結果を踏まえた監事意見の提出義務 を一部改正のうえ法令で規定化

2. 規約変更の簡素化

○改正内容：（1）規約の軽微な変更、「DB規則第46条の2第3項に規定する変更」「新たに老齢給付金又は脱退一時金の支給の繰下げ規定を規約に定める変更」を追加
 （2）規約の特に軽微な変更、DB規則第7条第1項第12号を追加

3. 同一労働同一賃金ガイドラインの加入者資格への反映

○改正内容：加入者の「一定の資格」に同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえることを明記

（注1）「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）

（注2）ガバナンスの強化については経過措置あり。経過措置の適用日前については、改正前の通知を適用

（注3）政令 <https://kanpou.npb.go.jp/old/20200916/20200916t00098/20200916t000980010f.html>

（注4）省令 <https://kanpou.npb.go.jp/old/20200930/20200930g00203/20200930g002030147f.html>

（注5）告示 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200930T0130.pdf>

（注6）省令 <https://kanpou.npb.go.jp/old/20200930/20200930g00203/20200930g002030146f.html>

（注7）一部改正の内容が反映された通知「DB制度について」（平成14年3月29日年発第0329008号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677948.pdf>

通知「DBに係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」（平成14年3月29日年発第0329009号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677953.pdf>

通知「DBの規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677950.pdf>

○別添資料（詳細版）：

『DB令の一部を改正する政令等の施行に伴うDBへの影響について』

明治安田生命保険相互会社
 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
 TEL：03-3590-4851